

○ 総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十五条第一号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 林 芳正

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(泡消火設備に関する基準)

第十八条 固定式の泡消火設備の泡放出口は、次に定めるところによらなければならぬ。

〔一 略〕

二 泡ヘッドは、令別表第一（十三）項口に掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつてはフォーム・ウォータースプリングクラーヘッドを、道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車の用に供される部分にあつてはフォームヘッドを、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分にあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドを、次に定めるところにより設けること。

〔イ・ロ 略〕

ハ フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるよう設けること。ただし、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして消防庁長官が定める性能を有するものについては、当該泡消火設備に設けるフォームヘッドの同表中欄に掲げる泡消火薬剤に係る放射量を、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量によらず、消防庁長官が定める数量の割合で計算した量を放射することができるよう設けることをもつて足りる。

〔表 略〕

〔三 略〕
〔2
4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 前

(泡消火設備に関する基準)

第十八条 「同上」

〔一 同上〕

〔二 同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるよう設けること。

〔表 同上〕
〔三 同上〕
〔2
4 同上〕

附
則

この省令は、公布の日から施行する。